



#1407, Sun Wah Tower
115 Nguyen Hue Str., Dist.1
Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: 84-28-3821-9369
Fax: 84-28-3821-9370

Email: info@jcchvn.org
Web: <https://jcchvn.org/>

ホーチミン日本商工会議所
事 務 局

ホーチミン日本商工会議所 入会申込のご案内

この度は本会議所への入会をご検討くださいます、誠にありがとうございます。

入会に際しまして、必要な書類を一式（入会申込のご案内(本案内3枚)・入会申込書(別紙3枚)）についてご案内申し上げます。

別紙の入会申込書(1枚目)、会員台帳(2枚目)のご記入、及び同意事項(3枚目)をご確認いただき、ご提出者名と社印を署名・押印の上、事務局までご提出下さいますようお願い申し上げます。

なお、本会議所会則により会員資格は下記の通りです。

【一般会員】

ベトナム社会主義共和国内に事務所などの拠点を有する、同国政府に登録済みの日系法人。

日系法人とは、日本に本社または主たる事務所を有する法人または組合が、直接・間接・比率を問わず、出資または設立した会社、支店、駐在員事務所または組合をいう。

【特別会員】

日系法人ではないが、ベトナム社会主義共和国内に事務所などの拠点を有する、同国政府に登録済みの、1名以上の日本人を常用雇用している法人または組合。

(会員は総会及び商工部会に参加できるものとし、議決権、選挙権を有し、議決権、選挙権は、一般会員2票、特別会員1票とする。被選挙権は、一般会員のみ有する。執行役員、理事については、一般会員が就任する。)

また、ご入会手続きにあたり、本会議所の一般会員である法人2社からのご推薦、及び希望所属部会長の承認が必要となります。

(※但し、任意部会への参加を希望する場合は、さらに参加希望任意部会長からの承認が必要です。)

別紙入会申込書1枚目の「推薦会員企業」の欄に、まず本会議所一般会員である法人2社代表者の方とご面談いただき、推薦署名をご取得になられた後、希望所属部会長ともご面談の上、承認署名をご取得ください。

以上

ホーチミン日本商工会議所 入会申込要領

1. ご入会手順

- (1) 入会申込書(1枚目)、会員台帳(2枚目)、同意事項(3枚目)および貴社の概要資料(パンフレット等、貴社の事業内容が分かるもの)を事務局へご提出ください。
- (2) 月例理事会(8月を除く原則第3木曜日)での審議・承認を経て正式ご入会となります。
- (3) 理事会での入会承認後、入会資料一式及び入会金・年会費請求書を送付いたします。
※入会承認後10日程度で本会議所から郵送いたします。
※請求書受領後、所定の期日までに銀行振込にてお支払いをお願いいたします。

2. 入会金・年会費

<入会時請求額>入会金+年会費

○入会金：会員種別を問わず **VND6,951,000 (300USD)**、入会時のみ)

○年会費：会員種別を問わず **VND18,072,600 (780USD)**

※任意部会にご参加される場合は、任意部会参加費として毎年 **VND1,621,900 (70USD)** を年会費に加算しご請求いたします。

※年度途中にご入会される場合の初年度年会費は、下表をご参照ください。

入会時期	主部会のみ所属	主部会所属・任意部会参加
第一期(4月~6月)	VND18,072,600	VND19,694,500
第二期(7月~9月)	VND13,554,450	VND14,770,875
第三期(10月~12月)	VND 9,036,300	VND 9,847,250
第四期(1月~3月)	VND 4,518,150	VND 4,923,625

※入会時に主部会のみ所属され、任意部会に事後参加される場合、任意部会参加初年度の任意部会参加費は、上表と同様に四半期毎に減額いたします。

3. 所属部会

本会議所には13の商工部会があり、会員の方は必ずいずれかの部会にご所属いただきます。また、ご希望により、所定の手続きを経て任意部会員として更に1つの部会に参加することができます。商工部会は主に情報交換、意見交換、親睦を目的とし、各部会が定期的に会合等各種行事を行っております。

◇主部会：所属主部会は各社ライセンスに記載された業種・地域に応じて決定されます。

◇任意部会：所定の手続きを経て、ご希望の1部会に任意部会として参加することが可能です。
なお、任意部会員は、その部会における議決権、選挙権、被選挙権を有しません。

部会名称	業種区分・地域区分
貿易部会	貿易、商業
建設部会	建設、建材関連
運輸部会	陸海空運、倉庫運輸関連
第一サービス部会	コンサル、人材派遣、広告、流通小売、内装、教育等
第二サービス部会	旅行、医療、不動産、ホテル、飲食、警備等
IT部会	情報通信、ITソフトウェア開発
金融・保険部会	金融保険、不動産ファイナンス
(製造業)	
タントアン・リンチュン部会	タントアン工業団地及びリンチュン工業団地入居製造業等
ホーチミン市部会	上記以外ホーチミン市及びその他地域に所在する製造業等
ビンズン部会	ビンズン省に所在する製造業等
ドンナイ部会	ドンナイ省に所在する製造業等
ロンアン部会	ロンアン省に所在する製造業等
バリアブントウ部会	バリアブントウ省に所在する製造業等

御質問等ございましたら、事務局(TEL:028-3821-9369)までお気軽に御連絡下さい。

ホーチミン日本商工会議所 (JCCH) ご入会申込み手続き手順

①JCCH 事務局にてご面談

- 事前に面談日時をご予約いただいた上で本会議所事務局にお越しください。
- ご面談日は★ライセンス (IRC 及び ERC) 原本、★企業パンフレット、また特別会員でのご入会を希望される場合は、日本人常用雇用者の★ワークパーミット又は雇用契約書を持参ください。事務局にて会員資格の有無を確認させていただきます。
- 上記を確認し本会議所入会要件を満たす場合、本会議所活動のご紹介をさせていただき、各社事業内容に応じて所属先部会長をご紹介させていただきます。

②推薦企業 (一般会員企業) 2社とのご面談、推薦署名のご取得

- 推薦企業 2社 (一般会員企業の代表者) とご面談ください。
- 面談の際、推薦を依頼される企業様へ、「ご推薦者の会員様へ」の書面をお渡しいただき、署名時に目を通していただくようお願いください。

③部会長とのご面談、承認署名のご取得

- 所属先部会長へ面談をご依頼・日程調整いただき、部会長へ企業概要等の資料を基に事業内容・入会理由等をご説明の上、承認署名をご依頼ください。
- 任意部会参加を希望される場合、さらに任意部会長との面談・承認署名の取得も必要となります。

④入会申込書類のご提出

※書類提出期限：理事会開催日 1週間前までにご提出ください。

例) 5月21日(木) 理事会開催 (入会審議) ← 5月14日(木) 提出期限

下記日程で開催される JCCH 理事会での承認を以て、正式にご入会となります。

<2020 年度 JCCH 理事会スケジュール・書類提出期限>

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| ❖ 5月21日(木) ← <u>5月14日(木)</u> 提出 | ❖ 11月19日(木) ← <u>11月12日(木)</u> 提出 |
| ❖ 6月18日(木) ← <u>6月11日(木)</u> 提出 | ❖ 12月17日(木) ← <u>12月10日(木)</u> 提出 |
| ❖ 7月16日(木) ← <u>7月9日(木)</u> 提出 | ❖ 1月21日(木) ← <u>1月14日(木)</u> 提出 |
| ❖ 9月17日(木) ← <u>9月10日(木)</u> 提出 | ❖ 2月18日(木) ← <u>5月14日(木)</u> 提出 |
| ❖ 10月15日(木) ← <u>10月8日(木)</u> 提出 | ❖ 3月18日(木) ← <u>3月11日(木)</u> 提出 |

⑤JCCH 理事会にて正式承認

毎月、JCCH 理事会にて、新規入会希望企業様の入会審議・承認をさせていただきます。

※理事会当日にご出席いただく必要はございません。

ホーチミン日本商工会議所 ご入会

⑥入会登録の通知・各種ご案内をメールにて送付

理事会での入会承認を経て会員情報の登録後、会員専用ホームページのログインパスワード告知、WEB サイト上での新規ご入会企業ご紹介に関するご案内 (任意) 等をメールにてご案内差し上げます。必要に応じてご返信ください。

※メールアドレスは1社あたり5アドレスまでご登録可能です。

⑦事務局より請求書、各種書類、メンバーシップカード等を送付

入会承認後、事務局より 10 日前後で各種書類を郵送にて送付いたします。

請求書受領後、銀行振込みにて入会金・年会費のお支払い手続きをお願いいたします。

ご推薦者の会員様へ

ホーチミン日本商工会議所

平素より本会議所の事業活動にご理解・ご協力を賜り誠に有難うございます。

この度は、ご入会申し込み企業様を本会議所にご推薦頂き、重ねて御礼申し上げます。

近年、本商工会議所の発展と会員企業様の本会議所活動への積極的なご協力の成果のひとつとして、本会議所及び本会議所の会員企業様に対する現地ベトナム社会における信頼は益々篤く、一部の行政機関では、一定の要件を満たす本会議所会員企業様に対し一定の行政書類の提出を免除する等の措置も設けられるに至っております。

他方で、近年、会員情報を含む本会議所活動に関わる各種情報の管理の適正が一層求められる環境下、本会議所の設立目的や活動趣旨を必ずしもご理解頂けないままご入会され、必ずしも適正とは言い難い形で本会議所情報等を利用され、安易に退会される事例等、本会議所の拡大発展に伴う弊害も指摘される場合があることが否定できない事情も見受けられます。

つきましては、ご推薦に当たりまして、会員の皆様におかれましては、予てよりご如才なきものと存じますが、以下の諸点につきまして、入会申込企業様のご理解を十分に頂いていることをご確認頂けますようとりわけご配慮を頂戴できましたら幸甚に存じます。

1. 会則を熟読理解され、遵守されることについての明確なご意向
2. 本会議所活動目的のご理解、本会議所活動への積極的なご参加、貢献についてのご意思、意欲
3. 本会議所の秩序の維持、本会議所の地位と、信頼の向上へのご協力の必要についてのご理解

入会企業の推薦等について、ご不明点やご質問などございましたら、下記の事務局までお気軽にお問合せください。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上

<本件担当>

ホーチミン日本商工会議所 事務局（担当：西村、桶葭）

TEL: 028-3821-9369

Mail: info@jcchvn.org